

2009 年 3 月

ご投資家の皆様へ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称 GS ジャパン・ニュートラル)」  
および「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」  
**信託約款変更(予定)について**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では「ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称 GS ジャパン・ニュートラル)」(以下「本ファンド」といいます。)および本ファンドの主要投資対象である「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」(以下「本マザーファンド」といいます。)につきまして、運用の更なる効率化を図るため、計量運用モデルを共有するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAM ニューヨーク)に対し、運用の指図に関する権限を委託することを予定しております。つきましては、同変更を実施する信託約款の変更を下記の通り実施させていただく予定でございますので、お知らせ申し上げます。

なお、同変更は信託財産の運用の効率性を向上させることを目的としたものであり、本ファンドおよび本マザーファンドの運用方針の変更等、運用の実態に実質的な影響を及ぼすものではありません。また、運用権限の委託に係る報酬は弊社が受ける報酬から支払うためご投資家の皆様の追加的な負担はございません。何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

**1. 予定している信託約款の変更内容および理由**

内容	理由
日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。	運用の更なる効率化を図るため、本ファンドおよび本マザーファンドのポートフォリオ構築および売買発注を委託会社の属する資産運用グループのニューヨーク拠点であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに集約させるものです。

上記の変更につきましては、2007 年 9 月 30 日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条に定める信託約款の重大な内容の変更に該当すると判断したため、以下に記載する変更手続きおよび変更日程を経て実施する予定です。

**2. 信託約款の変更に係る異議申し立ての手続きおよび変更日程**

①新聞公告(日経新聞朝刊)	2009 年 3 月 6 日(金)
②異議申立期間	2009 年 3 月 6 日(金)から 2009 年 4 月 13 日(月)
③信託約款変更予定日	2009 年 9 月 1 日(火)

公告日である 2009 年 3 月 6 日(金)現在の受益者の方(2009 年 2 月 18 日(水)までに取得の申込みをなされ

た方を含みます。)は、異議申立期間中に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対し、書面により、信託約款変更に関する異議を申し立てることができます。

異議申立期間中にご異議を申立てられた受益者の受益権の合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えた場合は、2009年4月15日(水)に本ファンドの信託約款変更の届出を行い、2009年9月1日(火)より適用する予定です。なお、運用権限の委託については約款変更適用日以降行なっていきます。

また、かかる合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本ファンドの信託約款の変更は行いません。この場合、信託約款変更を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。

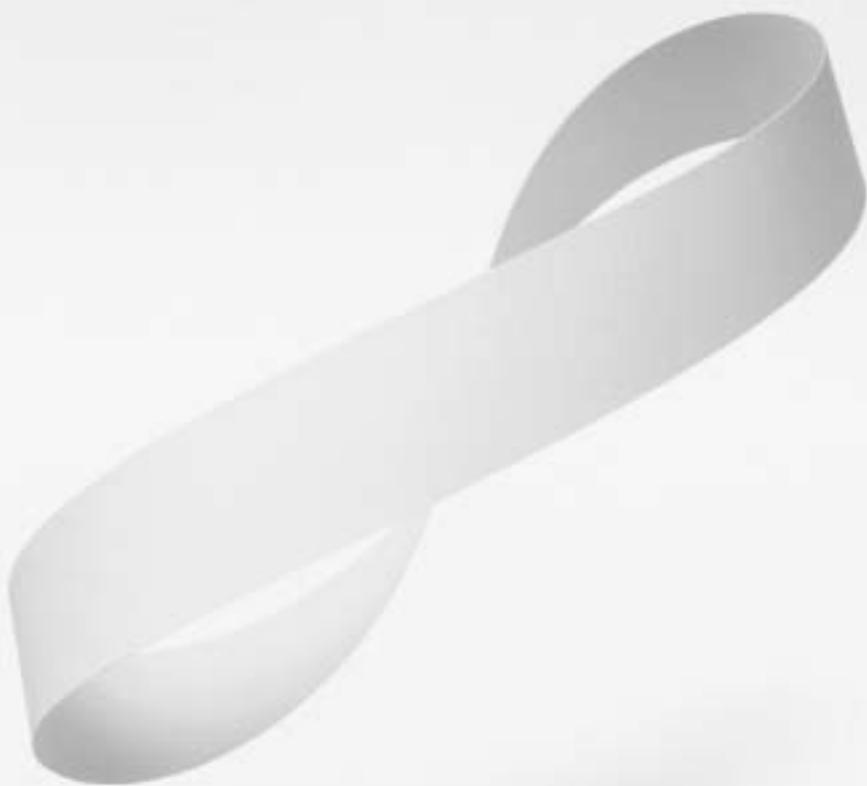
なお、2009年2月19日(木)以降に本ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドを取得した受益者につきましては上記の異議を申立てる権利はございませんのでご了承ください。

以上

● ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド

# GS Japan Neutral

愛称：GS ジャパン・ニュートラル



## 【ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド】

追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)

投資信託説明書（目論見書）

2008.11

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ 設定・運用は

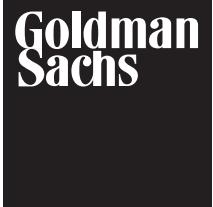


創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

この冊子の前半部分はゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「請求目論見書」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として一冊にまとめております。



ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド

愛称：GS ジャパン・ニュートラル

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（交付目論見書）

2008.11

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

（注）「ジャパン・ニュートラル」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS ジャパン・ニュートラル」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 20 年 11 月 18 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 11 月 19 日にその届出の効力が生じております。
2. 金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付されます。請求を行った投資者は、当該請求を行った旨を記録しておくことをおすすめします。
3. 本ファンドは株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内株式を投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」といっています。また、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。)を「社振法」といっています。
- (注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注 4) 本書においてゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS ジャパン・ニュートラル」)を「本ファンド」または「GS ジャパン・ニュートラル」とい、本ファンドおよびゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を総称して「GS ジャパン・ニュートラル」といっています。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

下記の事項は、この投資信託(以下「本ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆さんにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。  
お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

## 記

### ■本ファンドのリスクについて

本ファンドは、主に国内株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の変動や組入れ株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さんの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）」および「株式の流動性リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「リスクについて知りたい」をご覧ください。

### ■本ファンドの手数料等について

#### ◆申込手数料

特定日(原則として毎月 20 日。休業日の場合は翌営業日)の基準価額に 2.1% (税込)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

#### ◆換金手数料

本ファンドには換金手数料はありません。

#### ◆信託報酬

基本報酬： ファンドの純資産総額に年 1.05%(税込)の率を乗じて得た額とします。

成功報酬： 特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、超過額に対して 21%(税込)の割合の成功報酬を受領します。

#### ◆信託財産留保額

1 万口につき基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額とします。

#### ◆信託事務の諸費用

監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率 0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。

#### ◆その他の費用

##### ・有価証券売買時の売買委託手数料等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

# ご利用の手引き

目次
概要
特徴
ファン드情報
リスク
運用
買付
換金
費用・税金
その他

ファンドの概要について知りたい	ファンド概要 ..... 2
ファンドの特徴について知りたい	ファンドのポイント ..... 4 GS ジャパン・ニュートラルの運用における特徴 ..... 4 ファンドの分配金 ..... 10
購入後のファンド情報を得るには	基準価額の入手方法 ..... 11 運用報告書 ..... 11 その他のディスクロージャー資料 ..... 11
リスクについて知りたい	値動きの主な要因、その他のリスク ..... 12 留意点 ..... 13
ファンドの運用について知りたい	ファンドの関係法人、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは ..... 15 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況 ..... 16 運用体制およびリスク管理体制 ..... 17 運用プロセス ..... 18
買付について知りたい	お買付のお申込み、お買付の価額 ..... 19 お買付の単位、お買付の流れ ..... 19
換金について知りたい	ご換金のお申込み、ご換金の価額 ..... 20 ご換金の単位、ご換金の流れ ..... 20
ファンドの費用／税金について知りたい	お買付時・投資期間中・ご換金時の費用 ..... 21 ご換金時・収益分配金受取時等にかかる税金 ..... 21 成功報酬について、その他の費用について ..... 22 個別元本について、分配金の課税について ..... 23 換金時および償還時の課税について ..... 24
その他	ファンドの仕組み、信託の終了・約款の変更等 ..... 25 その他の契約の変更について、受益者の権利等 ..... 26 内国投資信託受益証券事務の概要 ..... 26 投資制限 ..... 27 その他の情報について、「請求目論見書」の項目 ..... 28 用語集 ..... 29
	財務諸表等 信託約款

# ファンドの概要について知りたい

## ファンド概要

項目	内 容	
ファンド名	ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド (愛称「GS ジャパン・ニュートラル」)	
商品分類	追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型) / 自動けいぞく投資専用	
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。	
主な投資対象	本ファンドは、ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。マザーファンドは日本の株式を主要投資対象とします。	
信託期間	原則として無期限(設定日: 2002年11月29日)	詳しくは... 
ファンドの特徴	個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得を目指します。ベンチマークである円短期金利(1ヶ月円LIBOR)を上回る収益を追求します。	P4 ~ 9
値動きの主な要因 (投資リスク)	・株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク) ・株式の流動性リスク	P12
決算日	毎年2月20日および8月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。	P10
委託会社 (運用会社)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	P15、16
受託銀行 (信託銀行)	住友信託銀行株式会社	P15
販売会社 (申込取扱場所)	販売会社については右記のページ記載の照会先でご確認ください。	P11

# ファンドの概要について知りたい

詳しくは…



概要

項目	内容	
お買付・ご換金	原則として毎月20日を特定日(ただし、休業日のときは、翌営業日を特定日とします。)としてお買付・ご換金のお申込みを受付けます。	P19、20
受付締切時間	毎月の特定日の2営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)まで受付けます。 (注)販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。	P19、20
お買付価額	特定日の基準価額	P19
お買付単位	販売会社によって異なります。	P19
お申込手数料	2.1%(税込)を上限として販売会社が定める料率	P21
ご換金価額	特定日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額	P20
信託財産留保額 (換金時の費用)	基準価額に対して0.2%	P21
ご換金単位	1口単位 (注)販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。	P20
ご換金代金の お支払い	原則として特定日から起算して4営業日目からお支払いいたします。	P20
信託報酬 (運用中の費用)	基本報酬：純資産総額に対して年率1.05%(税込) 成功報酬：特定日(原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して21%(税込) 上記信託報酬のほか、監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。	P21
税金等	「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。	P21

# ファンドの特徴について知りたい

## ファンドのポイント

- ◆ 個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得を目指します。
- ◆ 投資対象は主としてTOPIX( 東証株価指数 )構成銘柄とし、ベンチマークである円短期金利( 1ヵ月円LIBOR\* )を上回る収益を追求します。
- ◆ 設定・解約は月1回の特定日( 原則として毎月20日 )にのみ可能です。
- ◆ 本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。  
( ファミリーファンド方式については、「その他 / ファンドの仕組み」をご覧ください。 )

\*LIBORとは、London Inter-Bank Offered Rate( ロンドンのユーロ市場における銀行間出手金利 )のことです。  
主に短期金利の指標として用いられています。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

## GS ジャパン・ニュートラルの運用における特徴

伝統的な投資に続く新しい投資手法( マーケット・ニュートラル運用 )により、付加価値の獲得を目指します。

日本株式市場全体の動きを上回ることを目標とするのではなく、投資元本に対する収益を追求します。

ポートフォリオ全体として、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄群の売りを持ちを組み合わせることにより、日本株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択が運用成績に直結します。

多様な視点から銘柄を評価することにより、様々な市場局面でも安定したリターンを追求します。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる独自開発の計量モデルで分析して運用します。

上記の目的を達成できる保証があるわけではありません。

# ファンドの特徴について知りたい

## 運用の特徴

## 伝統的な投資に続く新しい投資手法

株式、債券といった伝統的な資産クラスへの投資に続く、新たな投資手法として「代替投資」に注目が集まっています。代替投資としては、

「代替投資資産」( = 株式、債券以外の市場への投資 )

例：不動産、コモディティ(商品)等への投資

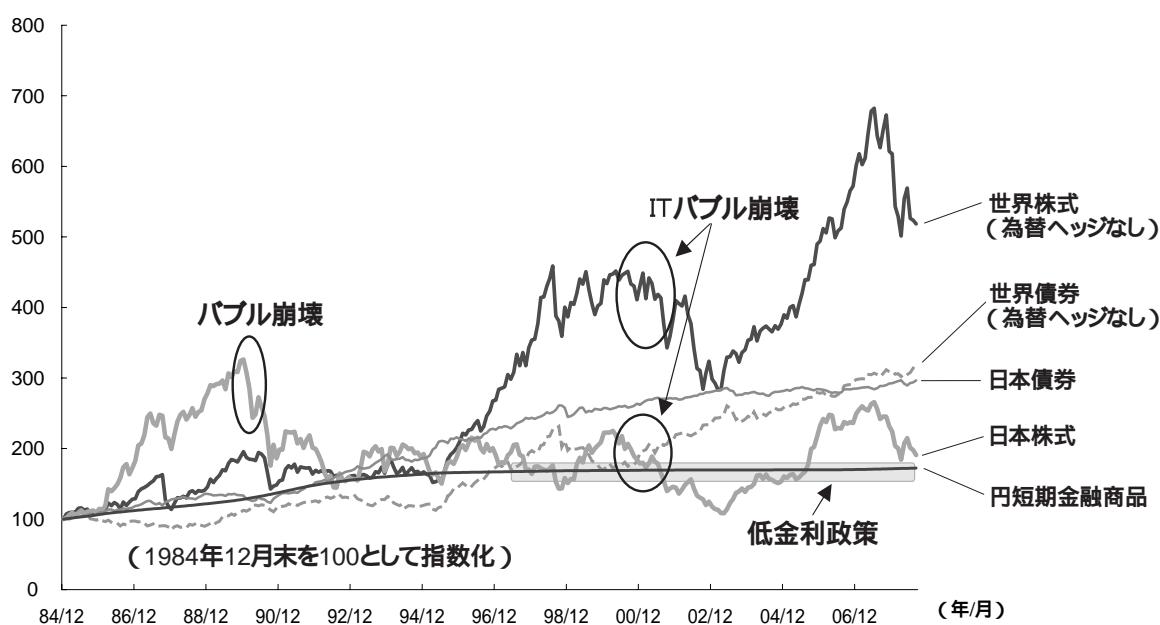
「代替投資手法」( = 株式、債券市場の動向の影響を抑制した投資手法 )

例：マーケット・ニュートラル、ロング・ショート運用手法等の利用

といった2通りの投資方法が考えられます。

GSジャパン・ニュートラルは、「代替投資手法」の1つである「マーケット・ニュートラル運用」手法を用いたファンドです。

### 主な資産クラスの動向



世界株式：MSCIワールド・インデックス(為替ヘッジなし) 世界債券：JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス(グローバル)(為替ヘッジなし)

日本株式：MSCIジャパン・インデックス、日本債券：JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス(グローバル)の日本債券部分、円短期金融商品：1ヵ月円LIBOR

上記のデータはインデックスの動きであり、特定のファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

株式市場や債券市場などへの投資は中長期的には有望ですが、短期的には価格変動の影響を受け易いため、従来の伝統的投資手法を用いた運用では、運用の成果がこのような市場の動きに大きく左右されることには避けられませんでした。

より安定した収益を求める投資家の間では、このような市場環境の動向に左右されず収益を追求できる運用商品へのニーズが高まってきています。

GS ジャパン・ニュートラルは、市場全体の動向からの影響を抑制したマーケット・ニュートラル運用手法を用い、付加価値の獲得を目指すファンドです。

特  
徴

# ファンドの特徴について知りたい

## 運用の特徴

## 投資元本に対する収益の追求

GS ジャパン・ニュートラルは、"日本株式市場全体の動きを上回ることを追求"するのではなく、"投資元本に対する収益を追求"することを目的としています。このような成果を目指す運用を「絶対収益型運用」といいます。

絶対収益型運用とは、「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。この運用は、市場全体の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。

特徴

### 絶対収益型運用と相対収益型運用の違い

#### 絶対収益型運用

例:マーケット・ニュートラル運用

#### 相対収益型運用

一般的な株式投資を行うファンド

市場と ファンドの 動き	<p>高 価格 低</p> <p>成績の良い ファンド 株式市場全体 の動き 成績の悪い ファンド</p> <p>マーケット・ニュートラル運用では、株式市場全体の動きの方向性の影響は抑制され、運用者の運用能力が運用成績に直結します。</p>	<p>高 価格 低</p> <p>成績の良い ファンド 株式市場全体 の動き 成績の悪い ファンド</p> <p>一般的な投資によるファンドの運用は、市場全体の動きからの影響を受けます。</p>
	運用能力	市場動向 + 運用能力
基準価額の 主要な 決定要因		
強気の見通 しを持つ 銘柄	買い	買い
弱気の見通 しを持つ 銘柄	売り (積極的な選択)	買わない / ベンチマークより保有率を下げる (消極的な選択)
運用者の 目的	投資元本の増加	ベンチマーク(市場平均)を上回ること
投資家の 目的	投資元本の増加	市場全体の成長に参加 投資元本の増加



投資家と運用者の目的『投資元本の増加』が一致しています。市場動向には左右されにくい一方、運用者の運用能力が運用成果の重要な要因となります。

運用成果は市場動向に大きく左右される傾向があることから、短期的には、価格変動の影響を受け易いため、投資家の目的『投資元本の増加』とは一致しないことがあります。

上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

# ファンドの特徴について知りたい

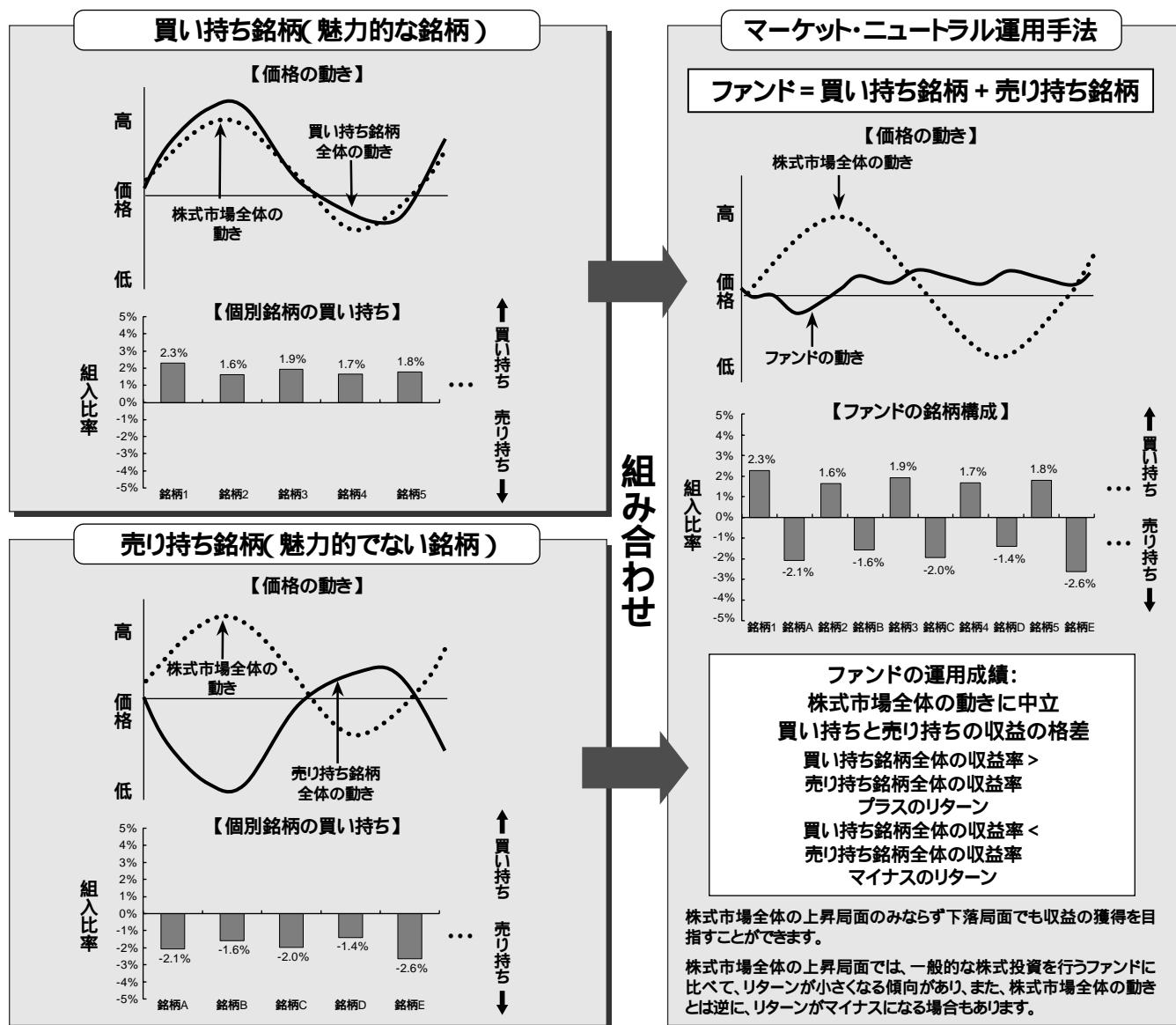
## 運用の特徴

市場全体の動向からの影響を抑制した  
銘柄選択による付加価値の追求

GS ジャパン・ニュートラルは、代替投資手法の1つであるマーケット・ニュートラル運用手法を用いて収益を追求するファンドです。

マーケット・ニュートラル運用とは、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄群の売りを持ちを組み合わせる運用手法です。株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択がファンドの運用成績に直結します。

## マーケット・ニュートラル運用の手法



上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

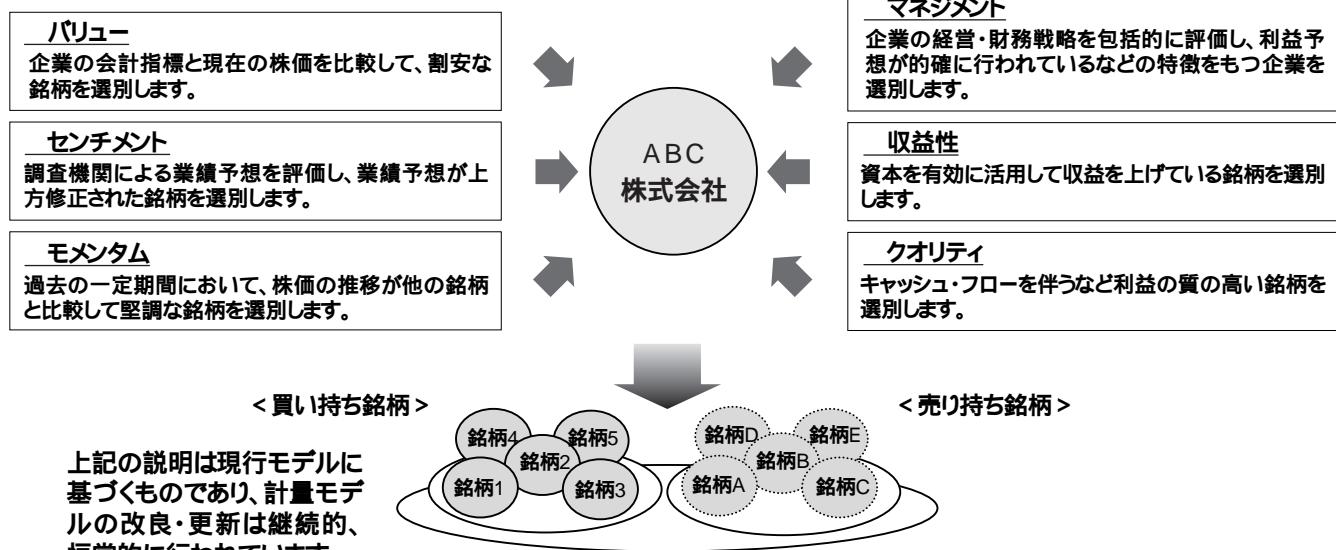
# ファンドの特徴について知りたい

## 運用の特徴 複数の評価基準による個別銘柄選択

マーケット・ニュートラル運用では、主として個別銘柄選択の成否がファンドの運用成績を左右します。

GS ジャパン・ニュートラルは6つの評価基準によって、個別銘柄選択を行っています。多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定したリターンを追求できます。

### 銘柄選択の6つの評価基準



### 6つの評価基準による銘柄選択の傾向(例)

銘柄選択の評価基準	買い持ち銘柄の傾向(例) (魅力的と判断される銘柄)	売り持ち銘柄の傾向(例) (魅力的でないと判断される銘柄)
バリュー	株価純資産倍率の低い銘柄	株価純資産倍率の高い銘柄
センチメント	利益予想が上方修正された銘柄	利益予想が下方修正された銘柄
モメンタム	一定期間における株価の方向性が上昇傾向にある銘柄	一定期間における株価の方向性が下落傾向にある銘柄
マネジメント	過去の利益予想の実績において、会社予想利益が的確であった銘柄	過去の利益予想の実績において、会社予想利益が的確でなかった銘柄
収益性	企業価値*に比べて高い利益を上げている銘柄	企業価値に比べて十分な利益を上げていない銘柄
クオリティ	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、キャッシュ・フローを伴った利益を計上している銘柄	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、キャッシュ・フローを伴っていない利益を計上している銘柄

\* ここでの企業価値とは、株式時価総額に負債を加えたものをいいます。

買い持ち銘柄(魅力の高い銘柄)のリターンは、売り持ち銘柄(魅力の低い銘柄)のリターンを、中長期的に上回ることが期待されます。この買い持ち銘柄と売り持ち銘柄の収益格差が、付加価値の源泉となります。

また、上記の6つの評価基準は、本ファンドの運用を担当するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの独自開発の計量モデルによるものです。

上記は、6つの評価基準による銘柄選択の傾向につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例ですが、上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

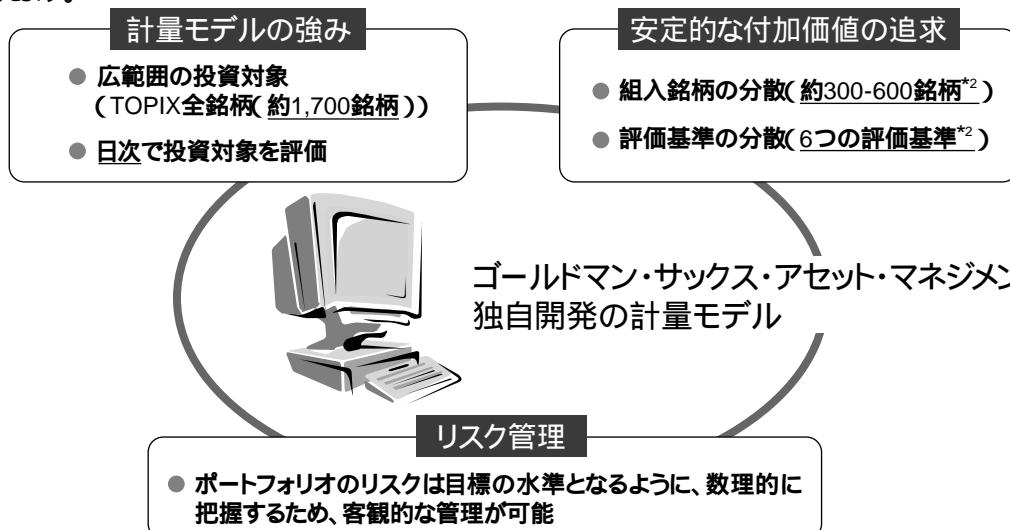
# ファンドの特徴について知りたい

## 運用の特徴

## ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント 独自開発の計量モデルによる運用

経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用

GS ジャパン・ニュートラルはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用を行っています。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、収益機会を広範囲に求ること、リスクを厳格に管理すること<sup>\*1</sup>、が可能です。したがって、マーケット・ニュートラル運用にはふさわしい運用アプローチといえます。



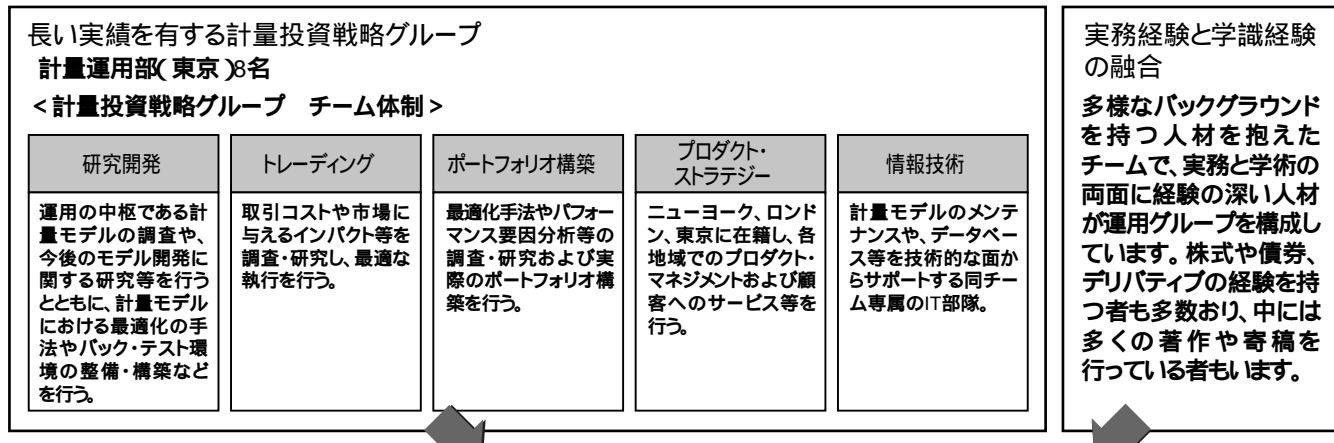
上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良、更新は継続的、恒常的に行われています。

\*1 リスク管理とは、ベンチマークの收益率と本ファンドの收益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

\*2 状況によって今後変更される可能性があります。

## 幅広い背景を持つ豊富な人材を有する計量投資戦略グループ

本ファンドの運用は、委託会社の計量運用部(東京)が担当します。計量運用部はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループ(合計167名)の一員であり、共に研究・開発を継続的に実施しています。



経済合理性に基づく計量運用

2008年6月末現在

# ファンドの特徴について知りたい

## ファンドの分配金

年2回決算を行い、毎決算時(毎年2月20日および8月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

特  
徴

### 分配方針

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口 = 1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

### ご注意点

収益分配金は、税金を差引いた後各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

# 購入後のファンド情報を得るには

## 基準価額の入手方法

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:Jニュート)。

なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、下記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

## 運用報告書

年2回(2月および8月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

## その他のディスクロージャー資料

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。

最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

**照会先** ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

**電 話** 03-6437-6000

(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

**ホームページ** [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

# リスクについて知りたい

## 値動きの主な要因

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

### 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また、本ファンドは信用取引を利用した株式の売りを持ちを行いますので、売り持った株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持った特性上、損失額が想定以上になることもあります(また、株式を売り持つにあたり、借り入れコストがかかります。)。本ファンドは、株式市場全体の動向からの影響を抑制することを目指しますが、その影響がなくなるわけではありません。また、売り持つ、買い持つする株式のリターンの動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となり、場合によっては大幅に下落することがあります。

### 株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、小型株式など時価総額が小さく、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却または高値での買戻しを余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

## その他のリスク

### 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、信用取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

# リスクについて知りたい

## 留意点

### 解約申込みに伴う基準価額の下落に関する留意点

特定日に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てるため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

### 計量運用に関する留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

### 資産規模に関する留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

### 成功報酬に関する留意点

本ファンドでは、委託会社は、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収いたしますので、この点についてご納得のうえご投資願います。なお、ある特定日においていたん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻しされることはございません。

### ファミリーファンド方式に関する留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のペピーファンドに追加設定・解約等に伴なう資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。また、効率的な運用を図る目的で、マザーファンドの追加信託の上限は2,000億円となっております。したがって、他のペピーファンドの規模、新規設定、資金動向その他の要因によっては、本ファンドの純資産総額が500億円を下回る場合であってもお申込みを受付けない場合があります。

### ベンチマークに関する留意点

本ファンドは、1ヵ月円LIBORをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。

### 法令・税制・会計等の変更可能性に関する留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

### 本ファンドの名称についての留意点

本ファンドは、委託会社が設定している証券投資信託「GS 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン( 愛称:GS 日本ニュートラル )」とは別個のファンドであり、運用実績等も異なる場合があります。

リスク

# リスクについて知りたい

## 留意点( 続き )

### お買付およびご換金の制限に関する留意点

特定日に金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、特定日の2営業日前までにすでに受けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消しましたは保留)させていただくことがあります。

この場合、かかる合理的な事情がなくなったと委託会社が判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付およびご換金のお申込みの取消し等および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。この場合、ご換金については、受益者は保留されたご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ご換金代金は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

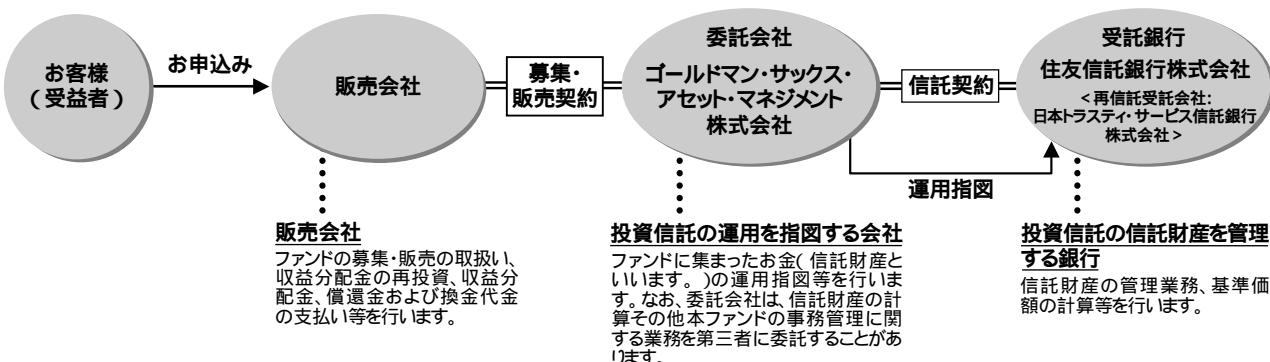
### その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

# ファンドの運用について知りたい

## ファンドの関係法人



## ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界の主要な投資銀行のひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年6月末現在、グループ全体で7,732億米ドル(約82.3兆円\*)の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2008年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.42円)により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

運用



●GSAM拠点

(注)メルボルンはGSJBWereオフィスです(GSJBWereはゴールドマン・サックスの関連会社です。)

# ファンドの運用について知りたい

## ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況

### 1. 資本金

委託会社の資本金の額は4億9,000万円です(2008年11月18日現在)。

### 2. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

### 3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所：東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

代表者の役職氏名：代表取締役 土岐大介

### 4. 大株主の状況

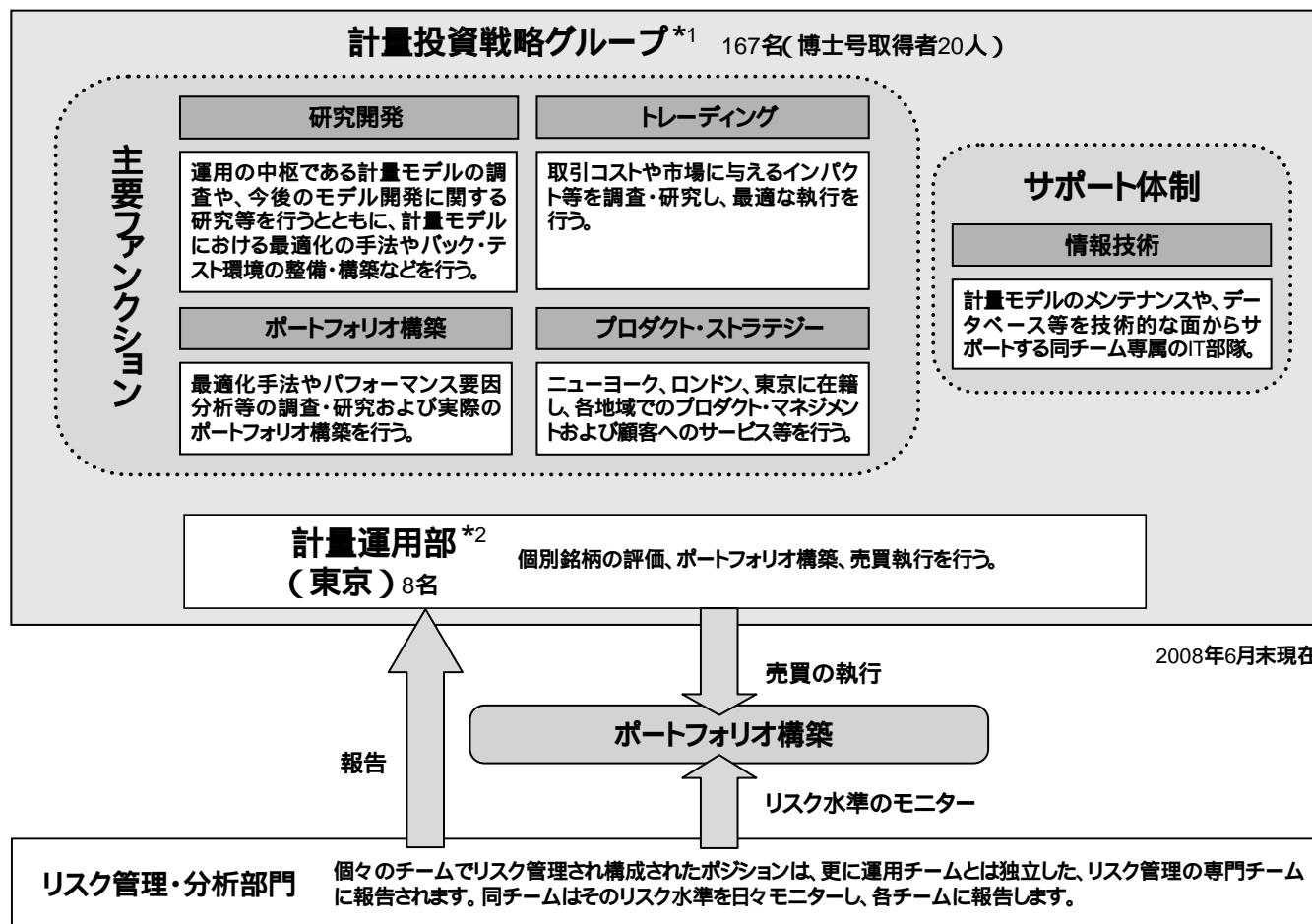
(2008年11月18日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

# ファンドの運用について知りたい

## 運用体制およびリスク管理体制

本ファンドの運用は、委託会社の計量運用部(東京)が担当します。計量運用部は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの一員であり、共に連携を取りながら研究・開発を継続的に実施しています。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



\*1 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

\*2 委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社所属であり、計量投資戦略グループの在東京組織。

(注1)リスク管理とは、ベンチマークの收益率と本ファンドの收益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

## 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

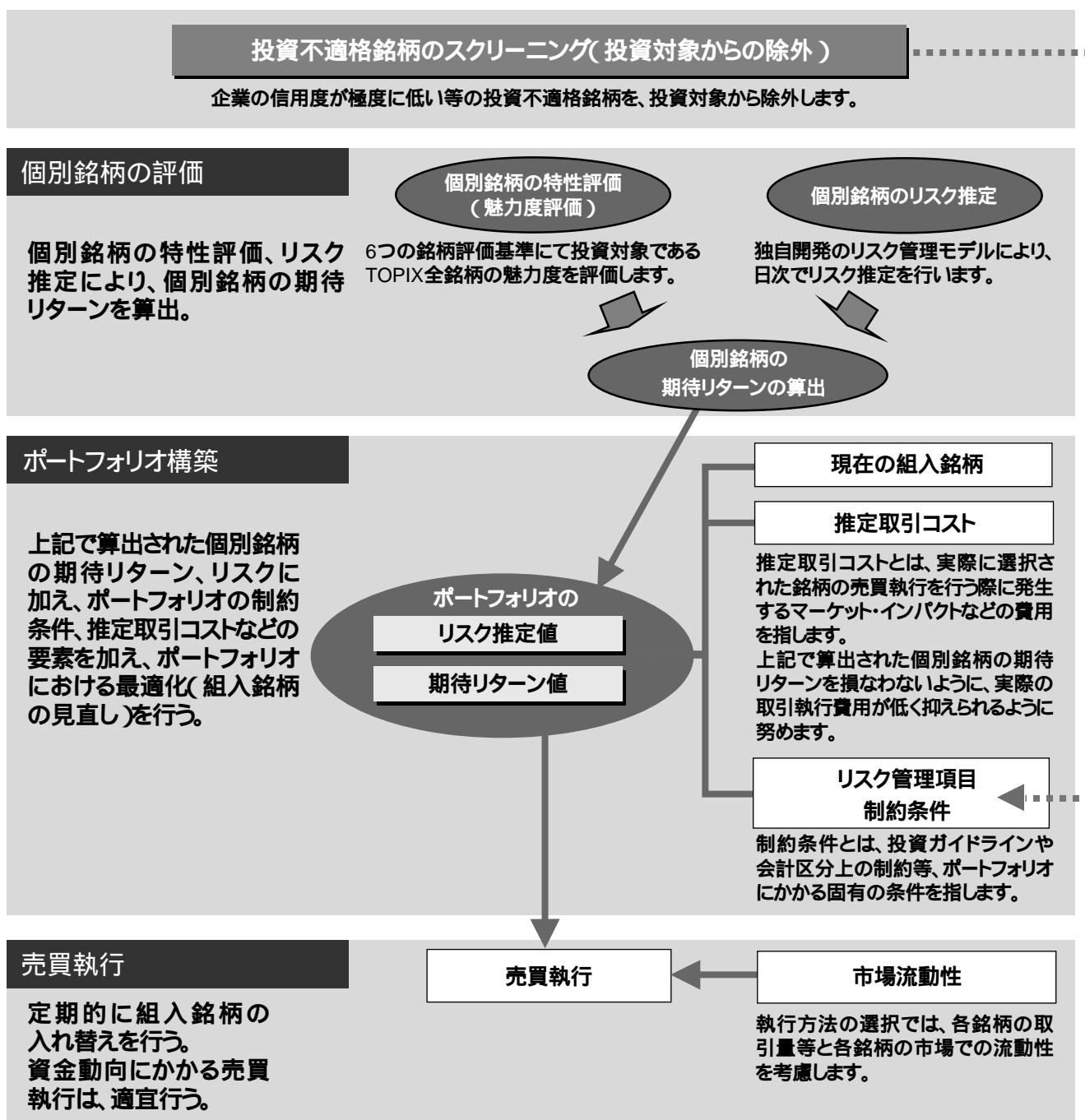
## 内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

# ファンドの運用について知りたい

## 運用プロセス

- ▶ 経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用しています。
- ▶ 計量モデルを用いることで、約1,700銘柄に及ぶ多数の銘柄を、複数の評価基準を用いて分析し、これらを基に最も魅力的と思われるポートフォリオを構築します。
- ▶ ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR)を上回る収益を追求します。



上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

# 買付について知りたい

## お買付のお申込み

販売会社の本・支店および営業所にて、毎月の特定日<sup>\*1</sup>の2営業日前の午後3時( 国内の金融商品取引所の半休日は午前11時 )<sup>\*2</sup>までとします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

\*1 原則として毎月20日( ただし、休業日の場合は翌営業日 )とします。

\*2 販売会社によっては午後3時( 国内の金融商品取引所の半休日は午前11時 )より前に受付を締め切る場合がありますので販売会社にご確認ください。

お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」( 販売会社によって名称が異なる場合があります。 )を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## お買付の価額

お買付の価額は特定日の基準価額が適用されます。

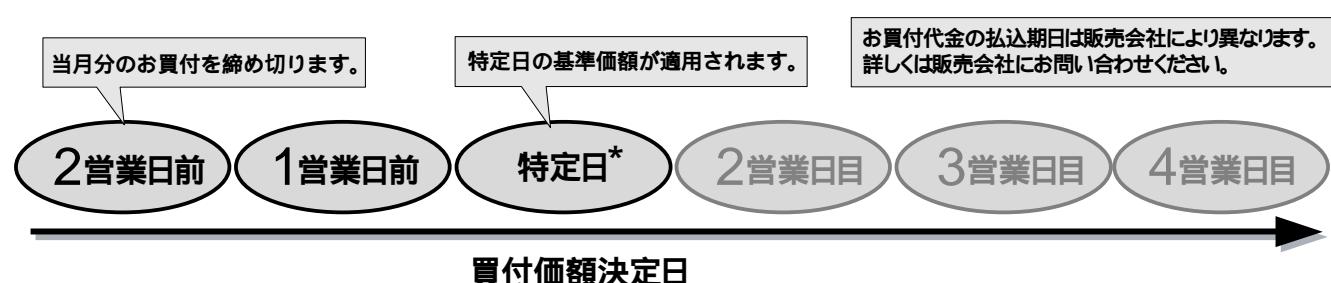
お買付にかかる費用については「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

## お買付の単位

販売会社によって異なります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## お買付の流れ



\*原則として毎月20日( ただし、休業日の場合は翌営業日 )とします。

お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付のお申込みの受付を中止することまたはすでに受けたお買付のお申込みを取消しする場合があります。詳しくは「リスクについて知りたい / 留意点 / お買付およびご換金の制限に関する留意点」をご覧ください。

販売会社につきましては、11ページ掲載の照会先でご確認ください。

# 換金について知りたい

## ご換金のお申込み

お買付いただいた販売会社にて、毎月の特定日<sup>\*1</sup>の2営業日前の午後3時( 国内の金融商品取引所の半休日は午前11時 )<sup>\*2</sup>までに販売会社にお申込みください。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。

\*1 原則として毎月20日( ただし、休業日の場合は翌営業日 )とします。

\*2 販売会社によっては午後3時( 国内の金融商品取引所の半休日は午前11時 )より前に受付を締め切る場合がありますので販売会社にご確認ください。

## ご換金の価額

ご換金は、解約請求により行うことができます。

ご換金の価額は、特定日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額( 解約価額 )となります。

$$\text{換金価額} \quad (\text{解約価額}) = \text{特定日の基準価額} - \text{信託財産留保額} \quad (\text{当該基準価額} \times 0.2\%)$$

お手取額は、解約価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

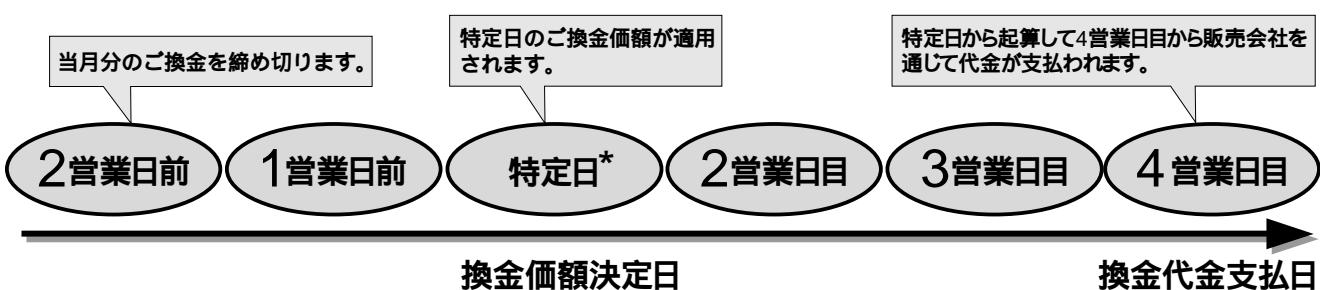
## ご換金の単位

1口単位

販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ご換金の流れ



\*原則として毎月20日( ただし、休業日の場合は翌営業日 )とします。

ご換金のお申込みの受付を中止することまたはすでに受けたご換金のお申込みを取消しまたは保留する場合があります。詳しくは「リスクについて知りたい／留意点／お買付およびご換金の制限に関する留意点」をご覧ください。

# ファンドの費用 / 税金について知りたい

本投資信託説明書(交付目論見書)で使用している税率等の課税上の取扱いは2008年11月18日現在のものです。税法が改正された場合には、下記内容が変更になることがあります。

	費用				税金 <sup>*1</sup>								
<b>お買付時<sup>*2</sup></b>	2.1%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乘じて得た額が申込手数料となります。				—								
<b>投資期間中</b> (運用費用の内訳)	<p>信託報酬 = 基本報酬 + 成功報酬<sup>*3</sup>            基本報酬：基本報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.05%(税込)を乗じて得た額とし、配分は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 1.05% (税込)</td> <td>年率 0.4725% (税込)</td> <td>年率 0.4725% (税込)</td> <td>年率 0.105% (税込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>成功報酬：委託会社は、基本報酬に加えて、ある特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して21%(税込)の割合の成功報酬を受領します。            監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。詳しくは、後記「その他の費用について」をご覧ください。</p>				合計	委託会社	販売会社	受託銀行	年率 1.05% (税込)	年率 0.4725% (税込)	年率 0.4725% (税込)	年率 0.105% (税込)	—
合計	委託会社	販売会社	受託銀行										
年率 1.05% (税込)	年率 0.4725% (税込)	年率 0.4725% (税込)	年率 0.105% (税込)										
<b>ご換金時</b> (解約請求による場合)	基準価額に対して0.2%(信託財産留保額 <sup>*4</sup> )				<p>《2008年12月31日まで》            個別元本超過額 × 10%<sup>*5</sup>            《2009年1月1日以降》            譲渡益 × 20%<sup>*5</sup></p>								
<b>収益分配金受取時</b>	—				<p>《2008年12月31日まで》            普通分配金 × 10%<sup>*5</sup>            《2009年1月1日以降》            普通分配金 × 20%<sup>*5</sup></p>								
<b>ファンドの償還時</b>	—				<p>《2008年12月31日まで》            個別元本超過額 × 10%<sup>*5</sup>            《2009年1月1日以降》            譲渡益 × 20%<sup>*5</sup></p>								

\*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合については、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

\*2 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

\*3 詳しくは次ページをご覧ください。

\*4 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

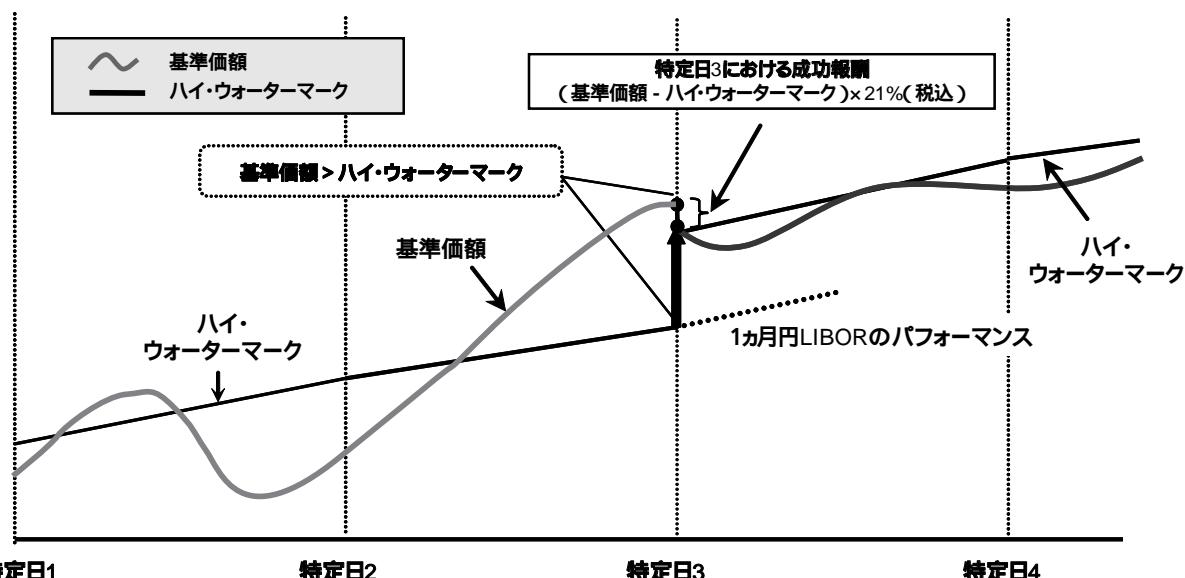
\*5 2009年および2010年の2年間については、一定の金額までは10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。2011年1月1日以降は、金額の多寡にかかわらず、20%(所得税15%、地方税5%)となります。詳しくは、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

# ファンドの費用 / 税金について知りたい

## 成功報酬について

成功報酬:特定日の基準価額( 基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前 )がハイ・ウォーターマークを上回った場合、超過額に対して21%( 税込 )

ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日におけるハイ・ウォーターマーク( 信託設定日の場合は1万口 = 1万円 )+1ヶ月円LIBORによる増加分( 直前の特定日からの期間率、1年を360日とした日割り計算 )とします。ある特定日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額( 基本報酬、成功報酬および分配金控除後 )とします。



(注1)1ヶ月円LIBORは、2008年8月29日現在、年率0.69%です。ハイ・ウォーターマークの計算において適用される1ヶ月円LIBORは市場動向により変動します。

(注2)上記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。また、基準価額がハイ・ウォーターマークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

## その他の費用について

信託報酬のほかに、本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります( ただし、これらに限定されるものではありません。 )。

株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税

その他信託事務の処理等に要する諸費用( 監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。 )

から 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記 記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記 記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

# ファンドの費用 / 税金について知りたい

## 個別元本について

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「分配金の課税について」をご覧ください。)

## 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

「普通分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本と同額または上回っている場合の分配金をいいいます。

「特別分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本を下回っている場合、その下回った部分の分配金をいいいます。

### 個人の受益者に対する課税

<2008年12月31日まで>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉分離課税が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

<2009年1月1日以降>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

ただし、特例措置として、2010年12月31までの間に支払いを受けるべきものについては10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、2009年1月1日から2010年12月31までの間において、年間に受け取る上場株式等の配当等(上場株式(上場ETF、上場REITを含みます。以下同じ。)の配当金および公募株式投資信託の普通分配金など)の合計額が100万円を超える場合(同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。)確定申告が必要となります。この場合、100万円以下の部分の税率は10%(所得税7%、地方税3%)ですが、100万円を超える部分の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となります。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能となります。

### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

# ファンドの費用 / 税金について知りたい

## 換金時および償還時の課税について

### 個人の受益者に対する課税

<2008年12月31日まで>

一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%( 所得税7%、地方税3% )の税率による源泉分離課税が行われます。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。

また、買取差損益または解約( 償還 )差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等( 特定株式投資信託( ETF )および特定不動産投資信託( REIT )を含みます。)の譲渡による所得または損失との損益通算が可能であり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり、他の上場株式等の譲渡による所得からの控除が可能です。公募株式投資信託の解約( 償還 )差益との損益通算については、その解約( 償還 )差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

<2009年1月1日以降>

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%( 所得税15%、地方税5% )の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間は10%( 所得税7%、地方税3% )の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間においては、年間に発生する買取差損益および解約( 償還 )差損益を含めた上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、500万円以下の部分の税率は10%( 所得税7%、地方税3% )ですが、500万円を超える部分の税率は20%( 所得税15%、地方税5% )となります。

また、買取差損益および解約( 償還 )差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等( 申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能となります。

### 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、7%( 所得税7% )の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%( 所得税15% )となります。

税法が改正された場合には、上記内容が変更になることがあります。

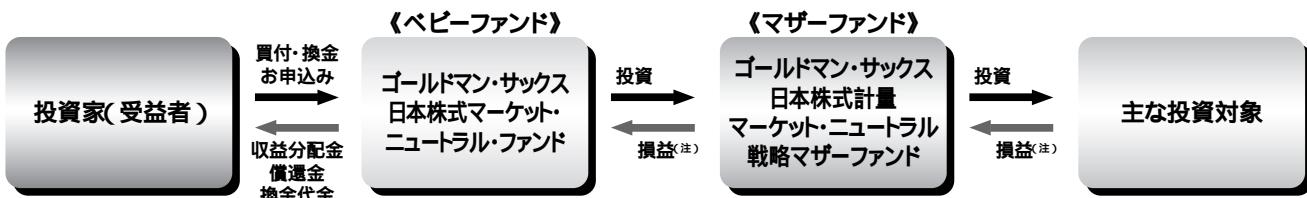
# その他

## ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(本ファンド)とし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。(ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。)

商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することができるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



(注)損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

### マザーファンドの運用方針

- (1)個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合せることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、日本株市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。
  - (2)ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

## 信託の終了・約款の変更等

### 信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き\*を経て終了することができます。

- (1)受益権総口数が、50億口を下回ることとなった場合
- (2)監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3)委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (4)受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (5)受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
- (6)委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときで、受託銀行と合意する場合

\* 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

### 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます\*。

\* 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

### 反対者の買取請求権

前記「信託の終了」に規定する信託契約の解約または前記「約款変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了」または前記「約款変更」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

# その他

## その他の契約の変更について

### 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

## 受益者の権利等

### (1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動的に投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申出た場合には、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「換金について知りたい」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

### (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金および償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### (5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額( および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額 )を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

### (6) 換金手続等

前記「換金について知りたい」をご覧ください。

## 内国投資信託受益証券事務の概要

### (1) 受益権の名義書換

該当事項はありません。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

### (4) その他

本ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## その他

### 投資制限

#### (1) 約款上の投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

同一企業または団体が発行する有価証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一の企業が発行する証券への実質投資割合は、当該企業の発行済み証券の10%以下とします。

ロング・ポジションによる信託財産の資産総額は信託財産の純資産総額の100%以下とします。

同一の企業が発行する証券のショート・ポジションの実質時価総額は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産等に比較しその流動性や取引コスト等の投資効率の観点から使用します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。  
(公社債の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。(資金の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をできるものとします。(信用取引)

詳細および他の約款上の投資制限については、後記「信託約款」をご覧ください。

#### (2) 法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

# その他

## その他の情報について

申込期間	2008年11月19日から2009年11月18日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
募集総額	500億円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。
振替制度について	本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関( 社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります( 以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。 振替受益権においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターで管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューター上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。 委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
振替機関に関する事項	株式会社 証券保管振替機構
格付け	格付けは取得しておりません。

## 「請求目論見書」の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込(販売)手続等
  - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - (1)資産の評価
    - (2)保管
    - (3)信託期間
    - (4)計算期間
    - (5)その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
  - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

「請求目論見書」とは、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

# 用語集

## 委託会社(いたくかいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

## 売り持ち(うりもち)(ショート・ポジション)

他から株券を借り、現在の株価で売り、値下がりしたところで買って、借りてきた株券を返済しようという意図で行われるもの。価格が下落すると利益が出ますが、逆に、価格が上昇すると損失が生じます。

## 運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託及び投資法人に関する法律の定めによつて、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定来の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

## 解約価額(かいやくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額と同じ価額となります。

## 株式投資信託(かぶしきとうしんたく)

投資信託の分類の一つです。一般的には株式を主な投資対象とするファンドを指しますが、約款上で株式を少しでも組入れることが可能なファンドは株式投資信託に分類されます。したがって、主に公社債に投資するファンドであっても、株式投資信託に分類される場合があります。

「国内株式型(一般型)」

## 基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

## 国内株式型(一般型)(こくないかぶしきがた)(いっぽんがた))

社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類で、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」です。

# 用語集

## 受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

## 信託財産留保額(しんたくざいさんりゅうほがく)

運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

## 信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。ファンドによっては、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収するものもあります。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払い等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

## ハイ・ウォーターマーク

ファンドにおける成功報酬の計算において利用される用語です。成功報酬とは、ファンドの運用成果が比較対象として定められた一定の基準を上回る成果を上げた場合に、その超過収益に対して一定の割合で徴収される報酬のことです、ファンドから運用会社に対して支払われます。こうした運用成果を単独の期間だけで見て比較するのではなく、例えばファンドの設定来など長期的な期間に亘って、累積した収益が過去の最高値を更新しつつ指数等(通常はベンチマーク)の動きを上回る等の条件を満たした場合にのみ、成功報酬を徴収する方式をハイ・ウォーターマーク方式と呼びます。また、このような比較対象となる指数等の動きないしその数値をハイ・ウォーターマークと呼んでいます。

## 販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどをを行う金融機関を指します。

## ベンチマーク

運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。



# GS ジャパン・ニュートラル

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2008年8月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配額)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配額)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(2003年2月20日)	10,940	10,940	1,0230	1,0230
2期	(2003年8月20日)	18,766	18,947	1,0376	1,0476
3期	(2004年2月20日)	17,026	17,109	1,0171	1,0221
4期	(2004年8月20日)	13,823	13,954	1,0529	1,0629
5期	(2005年2月21日)	12,885	13,006	1,0717	1,0817
6期	(2005年8月22日)	14,674	14,806	1,1130	1,1230
7期	(2006年2月20日)	20,196	20,289	1,0841	1,0891
8期	(2006年8月21日)	18,742	18,914	1,0891	1,0991
9期	(2007年2月20日)	17,586	17,743	1,1202	1,1302
10期	(2007年8月20日)	14,122	14,187	1,0882	1,0932
11期	(2008年2月20日)	13,196	13,257	1,0851	1,0901
12期	(2008年8月20日)	11,407	11,462	1,0236	1,0286
	2007年8月末日	14,552	—	1,1251	—
	2007年9月末日	14,670	—	1,1448	—
	2007年10月末日	14,033	—	1,1057	—
	2007年11月末日	13,297	—	1,0747	—
	2007年12月末日	13,214	—	1,0809	—
	2008年1月末日	13,083	—	1,0758	—
	2008年2月末日	12,883	—	1,0666	—
	2008年3月末日	12,630	—	1,0583	—
	2008年4月末日	12,287	—	1,0380	—
	2008年5月末日	12,010	—	1,0472	—
	2008年6月末日	11,855	—	1,0489	—
	2008年7月末日	11,587	—	1,0397	—
	2008年8月末日	11,413	—	1,0344	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自2002年11月29日 至2003年2月20日	0.0000
第2期	自2003年2月21日 至2003年8月20日	0.0100
第3期	自2003年8月21日 至2004年2月20日	0.0050
第4期	自2004年2月21日 至2004年8月20日	0.0100
第5期	自2004年8月21日 至2005年2月21日	0.0100
第6期	自2005年2月22日 至2005年8月22日	0.0100
第7期	自2005年8月23日 至2006年2月20日	0.0050
第8期	自2006年2月21日 至2006年8月21日	0.0100
第9期	自2006年8月22日 至2007年2月20日	0.0100
第10期	自2007年2月21日 至2007年8月20日	0.0050
第11期	自2007年8月21日 至2008年2月20日	0.0050
第12期	自2008年2月21日 至2008年8月20日	0.0050

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自2002年11月29日 至2003年2月20日	2.3
第2期	自2003年2月21日 至2003年8月20日	2.4
第3期	自2003年8月21日 至2004年2月20日	△1.5
第4期	自2004年2月21日 至2004年8月20日	4.5
第5期	自2004年8月21日 至2005年2月21日	2.7
第6期	自2005年2月22日 至2005年8月22日	4.8
第7期	自2005年8月23日 至2006年2月20日	△2.1
第8期	自2006年2月21日 至2006年8月21日	1.4
第9期	自2006年8月22日 至2007年2月20日	3.8
第10期	自2007年2月21日 至2007年8月20日	△2.4
第11期	自2007年8月21日 至2008年2月20日	0.2
第12期	自2008年2月21日 至2008年8月20日	△5.2

## 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- 「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 貢務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第11期 (2008年2月20日現在)	第12期 (2008年8月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		13,331,597,407	11,527,793,761
流動資産合計		13,331,597,407	11,527,793,761
資産合計		13,331,597,407	11,527,793,761
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		60,806,468	55,721,391
未払受託者報酬		7,286,463	6,357,053
未払委託者報酬		65,578,077	57,213,448
その他未払費用		1,430,477	1,492,467
流動負債合計		135,101,485	120,784,359
負債合計		135,101,485	120,784,359
純資産の部			
元本等			
元本		12,161,293,661	11,144,278,230
剩余金			
期末剩余金		1,035,202,261	262,731,172
(うち分配準備積立金)		(745,134,614)	(678,008,193)
剩余金合計		1,035,202,261	262,731,172
元本等合計		13,196,495,922	11,407,009,402
純資産合計		13,196,495,922	11,407,009,402
負債・純資産合計		13,331,597,407	11,527,793,761

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第11期 自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	第12期 自 2008年8月21日 至 2008年8月20日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		104,519,141	△602,913,130
営業収益合計		104,519,141	△602,913,130
営業費用			
受託者報酬		7,286,463	6,357,053
委託者報酬		65,578,077	57,213,448
その他費用		1,430,477	1,492,467
営業費用合計		74,295,017	65,062,968
営業利益金額		30,224,124	—
営業損失金額		—	667,976,098
経常利益金額		30,224,124	—
経常損失金額		—	667,976,098
当期純利益金額		30,224,124	—
当期純損失金額		—	667,976,098
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		8,293,692	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	35,940,764
期首剩余金		1,144,311,168	1,035,202,261
剩余金増加額		4,614,574	2,807,440
当期追加信託に伴う剩余金増加額		(4,614,574)	(2,807,440)
剩余金減少額		74,847,445	87,521,804
当期一部解約に伴う剩余金減少額		(74,847,445)	(87,521,804)
分配金		60,806,468	55,721,391
期末剩余金		1,035,202,261	262,731,172

(3) 注記表  
(重要な会計方針に関する注記)

区分	第11期 自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	第12期 自 2008年2月21日 至 2008年8月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第11期 (2008年2月20日現在)	第12期 (2008年8月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	12,978,634,684円	12,161,293,661円
期中追加設定元本額	48,930,351円	35,052,929円
期中一部解約元本額	866,271,374円	1,052,068,360円
2. 計算期間末における受益権の総数	12,161,293,661口	11,144,278,230口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第11期 自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	第12期 自 2008年2月21日 至 2008年8月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	17,629,970円	50,873,173円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	678,967,698円	624,201,527円
分配準備積立金額	788,311,112円	682,856,411円
本ファンドの分配対象収益額	1,484,908,780円	1,357,931,111円
本ファンドの期末残存口数	12,161,293,661口	11,144,278,230口
1口当たり収益分配対象額	0.122101円	0.121850円
1口当たり分配金額	0.0050円	0.0050円
収益分配金合額	60,806,468円	55,721,391円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第11期 (2008年2月20日現在)	第12期 (2008年8月20日現在)		
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	13,331,597,407	96,797,349	11,527,793,761	△566,712,529
合計	13,331,597,407	96,797,349	11,527,793,761	△566,712,529

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第11期 (2008年2月20日現在)	第12期 (2008年8月20日現在)
1口当たり純資産額	1,0851円	1,0236円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# GS ジャパン・ニュートラル

## 参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1) 貸借対照表

区分	注記番号	(2008年2月20日現在)		(2008年8月20日現在)		
		金額(円)		金額(円)		
<b>資産の部</b>						
流動資産						
金銭信託		918,702		25,426		
コール・ローン		20,823,466,157		13,016,763,523		
株式	※1	111,386,483,000		99,749,686,100		
未収入金		2,112,495,909		381,461,042		
信用取引預け金		129,597,503,243		106,005,105,116		
未取配当金		90,469,400		85,257,850		
未収利息		285,960		177,609		
流動資産合計		264,011,622,371		219,238,476,666		
資産合計		264,011,622,371		219,238,476,666		
<b>負債の部</b>						
流動負債						
信用売証券		110,300,233,410		100,356,296,500		
未払金		1,609,877,437		163,369,520		
その他未払費用		675,743,938		608,373,218		
流動負債合計		112,585,854,785		101,128,039,238		
負債合計		112,585,854,785		101,128,039,238		
<b>純資産の部</b>						
元本等						
元本		103,709,063,037		84,892,668,913		
剰余金						
期末剰余金		47,716,704,549		33,217,768,515		
剰余金合計		47,716,704,549		33,217,768,515		
元本等合計		151,425,767,586		118,110,437,428		
純資産合計		151,425,767,586		118,110,437,428		
負債・純資産合計		264,011,622,371		219,238,476,666		

## (2) 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 至 2007年8月21日 2008年2月20日	自 至 2008年2月21日 2008年8月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2) 信用売証券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 株式 同左  (2) 信用売証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、いまだ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 (2) その他費用 配当調整額は原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額の93%を計上し、残額については出金時に計上しております。	その他費用 同左

### (貸借対照表に関する注記)

区分	(2008年2月20日現在)	(2008年8月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	106,531,854,545円	103,709,063,037円
期中追加設定元本額	1,544,495,541円	1,712,986,357円
期中一部解約元本額	4,367,287,049円	20,529,380,481円
期末元本額	103,709,063,037円	84,892,668,913円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド	9,130,605,717円	8,285,627,659円
G S 日本株式マーケット・ニュートラル・オーブン	3,986,885,358円	3,381,885,984円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(適格機関投資家専用)	10,939,846,454円	7,531,082,642円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(少人数私募)	6,845,828,933円	5,207,985,221円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラルF(適格機関投資家専用)	2,939,275,039円	2,622,812,883円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンドDB 2(少人数私募)	35,895,736,963円	32,078,923,346円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(少人数私募/大口投資家用)	33,970,884,573円	25,784,351,178円
2. 担保資産(※1)		
信用取引による差入保証金代用有価証券として、担保として供している資産は次の通りであります。		
株式109,174,327,100円	103,709,063,037円	84,892,668,913円
3. 計算期間末日における受益権の総数		

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	(2008年2月20日現在)		(2008年8月20日現在)	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	111,386,483,000	△22,533,561,640	99,749,686,100	△6,932,262,055
資産合計	111,386,483,000	△22,533,561,640	99,749,686,100	△6,932,262,055
信用売証券	110,300,233,410	19,297,269,833	100,356,296,500	5,648,808,616
負債合計	110,300,233,410	19,297,269,833	100,356,296,500	5,648,808,616

#### (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (1口当たり情報)

項目	(2008年2月20日現在)	(2008年8月20日現在)
1口当たり純資産額	1,4601円	1,3913円

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 信託約款

### 追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド  
(愛称 GS ジャパン・ニュートラル)

### 運用の基本方針

信託約款第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

親投資信託 ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 運用方針

- ① 主としてマザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合せることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、日本株市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。
- ② ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アカティブ運用を行います。
- ③ 各運用戦略の実施は、原則としてマザーファンドを通じて行われます。ただし、状況に応じてかかる戦略の実施を直接行う場合があります。
- ④ 1ヵ月円 LIBOR を運用上のベンチマークとします。
- ⑤ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一企業または団体が発行する有価証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。
- ④ 同一の企業が発行する証券への実質投資割合は、当該企業の発行済み証券の 10% 以下とします。
- ⑤ ロング・ポジションによる信託財産の資産総額は信託財産の純資産総額の 100% 以下とします。
- ⑥ 同一の企業が発行する証券のショート・ポジションの実質時価総額は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産等に比較しその流動性や取引コスト等の投資効率の観点から使用します。
- ⑧ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。
- ⑨ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑩ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ⑪ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ⑫ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め)「転換社債型新株予約

権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

#### 3. 収益分配方針

年 2 回決算を行い、毎計算期末(毎年 2 月 20 日および 8 月 20 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設げず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

### 追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(愛称 GS ジャパン・ニュートラル)

信託約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

#### (信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### (信託の目的および金額)

- 第 3 条 委託者は、金 500 億円<sup>1</sup>を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

#### (信託金の限度額)

- 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 500 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

- 第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 51 条第 7 項、第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項または第 56 条第 2 項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

#### (募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第 6 条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集を行います。

<sup>1</sup> 50 億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

- ② この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、500億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎月20日を特定日とし(休業日のときは、翌営業日を特定日とします。)、当該特定日の翌営業日にこれを行うものとします。

- ② 前項における追加信託金は、特定日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。  
③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはできません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4

日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ② [削除]

(受益権の申込単位および価額等)

第13条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サクス 日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)に従って取得申込者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1円以上1円単位(またはこれを超えて当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める単位)をもって取得の申込みに応じができるものとします。なお、取得申込みの受け付けは、特定日の2営業日前までとします。ただし、第48条第1項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってはこれを受付けるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の受益権の価額は、特定日の基準価額に、当該基準価額に2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、1円に2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ [削除]  
⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、毎月20日(休業日の場合は、翌営業日。本項において「当該日」といいます。)において証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含

みます。)があると委託者が判断したときは、当該日の 2 営業日前までにすでに受けた取得申込みを取消すことができます。この場合、委託者がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準額の計算日から起算して 3 営業日目を特定日とします。さらに、当該日の前営業日または 2 営業日前において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、取得申込みの取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

(⑦) [削除]

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(②) 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(③) 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

第 17 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  1. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 26 条、第 27 条および第 28 条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権
  - 二. 約束手形(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 18 条 委託者は、信託金を、主としてゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国との者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(②) 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預 金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国との者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(③) 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(④) 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(⑤) 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財

産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 委託者は、信託財産に属する同一の企業が発行する有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、当該有価証券の発行済総数の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑦ 前 3 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券または有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 18 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 31 条において同じ。)、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 17 条ならびに第 18 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第 21 条、第 23 条から第 28 条、第 30 条、第 36 条から第 38 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

#### (信託財産相互間取引等)

第 19 条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行なうことを受託者に指図することができます。

1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)かかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

#### (運用の基本方針)

第 20 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

#### (投資する株式等の範囲)

第 21 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の株式等への投資制限)

第 22 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 委託者は、信託財産に属する同一企業または団体が発行する有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額

との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前 3 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および新株予約権証券または当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図および範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

- ④ 委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

#### (公社債の空売りの指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### (公社債の借入れの指図および範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### (先物取引等の運用指図)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク回避するため、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

- 第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (金利先渡取引の運用指図)

- 第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第 29 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (信託業務の委託等)

- 第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務

を確實に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### 第 32 条 [削除]

#### (混載寄託)

第 33 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混載寄託できるものとします。

#### 第 34 条 [削除]

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 35 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (有価証券売却等の指図)

第 36 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第 37 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第 38 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のため借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収

益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

#### (担保権設定にかかる確認的規定)

- 第 39 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。
- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

- 第 40 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者等による資金の立替え)

- 第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託の計算期間)

- 第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 21 日から 8 月 20 日までおよび 8 月 21 日から翌年 2 月 20 日までとする原則とします。なお、第 1 計算期間は 2002 年 11 月 29 日から 2003 年 2 月 20 日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (信託財産に関する報告)

- 第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

- 第 44 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成

に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的な判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

- 第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 100 の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
  - ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (成功報酬の額および支弁の方法)

- 第 46 条 委託者は、特定日の基準額(本条に規定する成功報酬控除前であるものとします。なお、本条に基づく成功報酬の計算においては、収益の分配がなされた場合にもその影響は排除されるものとします。)が、以下に定める方法で計算される額(以下「ハイ・ウォーターマーク」といいます。)を超えた場合には、当該超過額に対して 20% の率を乗じて得た額(以下「成功報酬」といいます。)を受領します。ある特定日(以下「当該特定日」といいます。)におけるハイ・ウォーターマークは、直前の特定日のハイ・ウォーターマークに対し、直前の特定日(ただし、ロンドンにおける休業日の場合は翌営業日)の 1 カ月円 LIBOR(1 年を 360 日として計算)により、直前の特定日の翌営業日から当該特定日までの期間計算される額を加算して得られる額とします。上記にかかわらず、ある特定日において成功報酬が受領された場合においては、爾後のハイ・ウォーターマークの計算においては、かかる特定日のハイ・ウォーターマークは、当該成功報酬控除後でありかつ収益の分配が行われた場合の収益分配後の基準額とします。ただし、信託契約締結日以後最初の特定日におけるハイ・ウォーターマークの計算においては、直前の特定日のハイ・ウォーターマークとは 1 口につき 1 円を、直前の特定日とは信託契約締結日を意味するものとします。
- ② 前項の成功報酬は毎計算期末または信託終了の時信託財産中から支弁するものとします。
  - ③ 第 1 項の成功報酬は、前条に定める信託報酬の一部として計上します。前条を除き、この約款において「信託報酬」という場合には、第 1 項の成功報酬を含むものとします。
  - ④ 第 1 項の成功報酬に対する消費税等に相当する金額を成功報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
  - ⑤ 第 1 項の特定日は、第 13 条第 5 項の規定に従うものとします。

## (収益の分配)

- 第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあたるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあたるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## (収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払い)

- 第 48 条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申出した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- ③ 前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、特定日から起算して、原則として 4 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前 4 項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期

間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

- ⑧ 本信託約款の如何なる規定も、民法第 650 条の委託者に対する適用または類推適用を妨げるものと解釈されではなりません。但し、民法第 650 条の適用または類推適用を妨げる强行法規が存在する場合は、この限りではありません。

## (収益分配金および償還金の時効)

- 第 49 条 受益者が、収益分配金については毎計算期間の終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

## (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第 50 条 受託者は、収益分配金については第 48 条第 1 項または第 3 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 48 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 48 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## (信託の一部解約)

- 第 51 条 受益者は、特定日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該特定日を一部解約実行の請求日として、1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約実行の請求の受け付けは、特定日の 2 営業日前までとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に 0.20% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

- ④ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に對し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、毎月 20 日(休業日の場合は、翌営業日。本項において「当該日」といいます。)において、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等)により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、当該日の 2 営業日前までにすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。なお、この場合、第 13 条第 5 項の通り、委託者がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して 3 営業日目を特定日とします。さらに、当該日の前営業日または 2 営業日前において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、前項により定められる日を特定日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 次条第3項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、次条第4項中「第1項」とあるのは「第51条第7項」と読み替えます。

#### (賃権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

- 第51条の2 振替機関等の振替口座簿の賃権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

- 第52条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することができる場合に有利であると認めるととき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定に従います。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第54条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間ににおいて存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第55条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継することができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第57条の規定に従い、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前2項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。
    1. 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
    2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
    3. 信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
    4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
    5. その他受託者との協議に基づき委託者が合理的に判断したときで、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

④ 本条に基づき受託者が辞任または解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づき受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかつた受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

#### (信託約款の変更)

- 第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
  - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

- 第58条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関

を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 16 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条 第 28 条および第 39 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2002 年 11 月 29 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社



ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド

愛称：GS ジャパン・ニュートラル

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

請求目論見書  
2008.11

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

（注）「ジャパン・ニュートラル」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

■設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS ジャパン・ニュートラル」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 20 年 11 月 18 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 11 月 19 日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

#### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内株式を投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。)を「社振法」ということがあります。
- (注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注 4) 本書においてゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS ジャパン・ニュートラル」)を「本ファンド」または「GS ジャパン・ニュートラル」とい、本ファンドおよびゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を総称して「GS ジャパン・ニュートラル」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

## 目次

第 1	ファンドの沿革 .....	1
第 2	手続等 .....	1
1	申込(販売)手続等 .....	1
2	換金(解約)手續等 .....	1
第 3	管理及び運営 .....	2
1	資産管理等の概要 .....	2
2	受益者の権利等 .....	5
第 4	ファンドの経理状況 .....	6
1	財務諸表 .....	6
2	ファンドの現況 .....	12
第 5	設定及び解約の実績 .....	12

## 第1 ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は2002年11月29日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2002年1月30日であり、同日より運用を開始しました。

## 第2 手続等

### 1 申込（販売）手続等

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、毎月の特定日<sup>\*1</sup>の2営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）<sup>\*2</sup>までとします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

\* 1 原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。

\* 2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を販売会社との間で結んでいただきます。なお、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取をご希望の方は、再投資を中止することを申出することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、特定日の基準価額です。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：Jニュート）。

(4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 毎月の特定日において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は特定日の2営業日前までにすでに受けた取得申込みを取消することができます。この場合、委託会社がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、取得申込みの取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

### 2 換金（解約）手続等

(1) ご換金の申込みは、毎月の特定日<sup>\*1</sup>の2営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）<sup>\*2</sup>までに販売会社にお申込みください。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\* 1 原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。

\* 2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は解約請求制により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) ご換金価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額<sup>\*</sup>として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

手取り額は、解約価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

\* 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有

される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 ( 6437 ) 6000 ( 受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで )

ホームページ・アドレス : [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：J ニュト）。

(5) ご換金の代金は、特定日から起算して、原則として 4 営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 委託会社は、毎月の特定日において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、特定日の 2 営業日前までにすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。なお、この場合、委託会社がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して 3 営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または 2 営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

これにより一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、上記により定められる日を特定日として上記に準じて計算された価額とします。

(7) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第 3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b . 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第 3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a . 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

### 第 3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

本ファンド 1 万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の 1 万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 ( 6437 ) 6000 ( 受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで )

ホームページ・アドレス : [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：J ニュト）。年 2 回（2 月および 8 月）の決算時および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

##### (2) 保管

該当事項はありません。

### (3) 信託期間

本ファンドの信託期間は2002年11月29日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

### (4) 計算期間

本ファンドの計算期間は、毎年2月21日から8月20日までおよび8月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2002年11月29日から2003年2月20日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

### (5) その他

#### a. 信託の終了

##### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

##### (b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は下記 b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間ににおいて存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行が受託者を辞任したときは、委託会社は新受託者を選任します。また、委託会社は、信託約款に定める場合には法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨および

その内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c . 募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更是、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d . 反対者の買取請求権

上記a . に規定する信託契約の解約または上記b . に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a . または上記b . の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e . 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性の無いものに限ります。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

f . 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本f . において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

g . 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記

載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

h . 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

i . 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

j . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることができます。

## 2 受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

## 第4 ファンドの経理状況

(1) 本ファンドの財務諸表は、第11期計算期間（2007年8月21日から2008年2月20日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2、及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成19年内閣府令第61号）附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第12期計算期間（2008年2月21日から2008年8月20日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（2007年8月21日から2008年2月20日まで）及び、第12期計算期間（2008年2月21日から2008年8月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

### 独立監査人の監査報告書

平成20年9月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定期社員 公認会計士 大野 純 氏  
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成20年2月21日から平成20年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていた。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成20年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 財務諸表

ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(I) 貸借対照表

区分	注記番号	第11期 (2008年2月20日現在)	第12期 (2008年8月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		13,331,597,407	11,527,793,761
流動資産合計		13,331,597,407	11,527,793,761
資産合計		13,331,597,407	11,527,793,761
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		60,806,468	55,721,391
未払受託者報酬		7,286,463	6,357,053
未払委託者報酬		65,578,077	57,213,448
その他未払費用		1,430,477	1,492,467
流動負債合計		135,101,485	120,784,359
負債合計		135,101,485	120,784,359
純資産の部			
元本等			
元本		12,161,293,661	11,144,278,230
剰余金			
期末剰余金		1,035,202,261	262,731,172
(うち分配準備積立金)		(745,134,614)	(678,008,193)
剰余金合計		1,035,202,261	262,731,172
元本等合計		13,196,495,922	11,407,009,402
純資産合計		13,196,495,922	11,407,009,402
負債・純資産合計		13,331,597,407	11,527,793,761

### 独立監査人の監査報告書

平成20年3月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大野 純 氏  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成19年8月21日から平成20年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていた。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成20年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# GS ジャパン・ニュートラル

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第11期 自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	第12期 自 2008年2月21日 至 2008年8月20日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		104,519,141	△602,913,130
営業収益合計		104,519,141	△602,913,130
営業費用			
受託者報酬		7,286,463	6,357,053
委託者報酬		65,578,077	57,213,448
その他費用		1,430,477	1,492,467
営業費用合計		74,295,017	65,062,968
営業利益金額		30,224,124	—
営業損失金額		—	667,976,098
経常利益金額		30,224,124	—
経常損失金額		—	667,976,098
当期純利益金額		30,224,124	—
当期純損失金額		—	667,976,098
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		8,293,692	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	35,940,764
期首剰余金		1,144,311,168	1,035,202,261
剰余金増加額		4,614,574	2,807,440
当期追加信託に伴う剰余金増加額		(4,614,574)	(2,807,440)
剰余金減少額		74,847,445	87,521,804
当期一部解約に伴う剰余金減少額		(74,847,445)	(87,521,804)
分配金		60,806,468	55,721,391
期末剰余金		1,035,202,261	262,731,172

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第11期 (2008年2月20日現在)	第12期 (2008年8月20日現在)		
	貸借対照表上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	13,331,597,407	96,797,349	11,527,793,761	△566,712,529
合計	13,331,597,407	96,797,349	11,527,793,761	△566,712,529

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者の取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第11期 (2008年2月20日現在)	第12期 (2008年8月20日現在)
1口当たり純資産額	1,0851円	1,0236円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	第12期 自 2008年2月21日 至 2008年8月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第11期 (2008年2月20日現在)	第12期 (2008年8月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	12,978,634,684円	12,161,293,661円
期中追加設定元本額	48,930,351円	35,052,929円
期中一部解約元本額	866,271,374円	1,052,068,360円
2. 計算期間末日における受益権の総数	12,161,293,661口	11,144,278,230口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第11期 自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	第12期 自 2008年2月21日 至 2008年8月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	17,629,970円	50,873,173円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	678,967,698円	624,201,527円
分配準備積立金額	788,311,112円	682,856,411円
本ファンドの分配対象収益額	1,484,908,780円	1,357,931,111円
本ファンドの期末残存口数	12,161,293,661口	11,144,278,230口
1口当たり収益分配対象額	0.122101円	0.121850円
1口当たり分配金額	0.0050円	0.0050円
収益分配金金額	60,806,468円	55,721,391円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(4) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式  
該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・日本株式 計量マーケット・ニュートラル戦略 マザーファンド	8,285,627,659	11,527,793,761	—
	合計		—	8,285,627,659	11,527,793,761

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# GS ジャパン・ニュートラル

## 参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1) 貸借対照表

区分	注記番号	(2008年2月20日現在)	
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		918,702	25,426
コール・ローン		20,823,466,157	13,016,763,523
株式	※1	111,386,483,000	99,749,686,100
未収入金		2,112,495,909	381,461,042
信用取引預け金		129,597,503,243	106,005,105,116
未収配当金		90,469,400	85,257,850
未取利息		285,960	177,609
流動資産合計		264,011,622,371	219,238,476,666
資産合計		264,011,622,371	219,238,476,666
負債の部			
流動負債			
信用売証券		110,300,233,410	100,356,296,500
未払金		1,609,877,437	163,369,520
その他未払費用		675,743,938	608,373,218
流動負債合計		112,585,854,785	101,128,039,238
負債合計		112,585,854,785	101,128,039,238
純資産の部			
元本等			
元本		103,709,063,037	84,892,668,913
剩余金		47,716,704,549	33,217,768,515
期末剩余金		47,716,704,549	33,217,768,515
剩余金合計		151,425,767,586	118,110,437,428
元本等合計		151,425,767,586	118,110,437,428
純資産合計		264,011,622,371	219,238,476,666
負債・純資産合計		264,011,622,371	219,238,476,666

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(2008年2月20日現在)	(2008年8月20日現在)
<b>1. 元本の推移</b>		
期首元本額		
期中追加設定元本額	106,531,854,545円	103,709,063,037円
期中一部解約元本額	1,544,495,541円	1,712,986,357円
期末元本額	4,367,287,049円	20,529,380,481円
<b>2. 元本の内訳</b>		
ゴールドマン・サックス日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド	9,130,605,717円	8,285,627,659円
G S 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン	3,986,885,358円	3,381,885,984円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(適格機関投資家専用)	10,939,846,454円	7,531,082,642円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド2(少人数私募)	6,845,828,933円	5,207,985,221円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンドF(適格機関投資家専用)	2,939,275,039円	2,622,812,883円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンドDB2(少人数私募)	35,895,736,963円	32,078,923,346円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(少人数私募／大口投資家用)	33,970,884,573円	25,784,351,178円
<b>3. 担保資産(※1)</b>		
信用取引に係る差入保証金代用有価証券として、担保として供している資産は次の通りであります。		
株式109,174,327,100円	103,709,063,037円	84,892,668,913円
<b>3. 計算期間末日における受益権の総数</b>		

## (2) 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自2007年8月21日 至2008年2月20日	自2008年2月21日 至2008年8月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。  (2) 信用売証券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 株式 同左  (2) 信用売証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、いまだ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。  (2) その他費用 配当落調整額は原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額の93%を計上し、残額については出金時に計上しております。	その他費用 同左

## (有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

種類	(2008年2月20日現在)		(2008年8月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	111,386,483,000	△22,533,561,640	99,749,686,100	△6,932,262,055
資産合計	111,386,483,000	△22,533,561,640	99,749,686,100	△6,932,262,055
信用売証券	110,300,233,410	19,297,269,833	100,356,296,500	5,648,808,616
負債合計	110,300,233,410	19,297,269,833	100,356,296,500	5,648,808,616

### (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (1口当たり情報)

項目	(2008年2月20日現在)	(2008年8月20日現在)
1口当たり純資産額	1,460円	1,3913円

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。









● ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド

# GS Japan Neutral

愛称：GS ジャパン・ニュートラル